

災害対策マニュアル 作成ガイドライン

(改訂版)

平成 23 年 11 月

社団法人日本医薬品卸業連合会

はじめに

我が国は世界の 0.25% の国土面積であるにもかかわらず、世界で発生するマグニチュード 6 以上の地震の約 20% が発生する地震大国です(平成 18 年内閣府「防災白書」)。近年では、1995 年 阪神・淡路大震災、2004 年 新潟県中越地震、2005 年 福岡県西方沖地震、2007 年 能登半島地震、新潟中越沖地震、2008 年 宮城・岩手内陸地震、2011 年 東日本大震災等が挙げられます。また、遠い過去に遡り、かつての大地震を概観すると日本全国至る所で周期的に発生していることが分かります。

我々医薬品卸は、いつ・いかなる時も医薬品を医療機関にお届けする社会的使命があります。過去に発生した大規模災害時においても、自らが被災者であるにも関わらず、渾身の力を振り絞って医薬品を扱う企業としての使命を全うしてきました。

日本医薬品卸業連合会は、2007 年に当事者として災害時の流通に携わった卸企業の経験をベースに『災害対策マニュアル作成ガイドライン』を作成しました。都道府県卸組合・卸協会、会員構成員卸企業が個々の状況に応じた『災害対策マニュアル』を作成する指針を示したものでしたが、2011 年の東日本大震災により発生した広域かつ甚大な被害はマニュアルの想定規模を超えるものでした。広域にわたり物流センター、支店、営業所等が被災し、交通や通信が断絶し、燃料も不足する状況の中で、我々医薬品卸は医療を途絶えさせないため、業界挙げての総力戦で医薬品の供給維持に注力しました。

本ガイドラインは、これからも発生するであろう大規模災害を想定し、東日本大震災での貴重な教訓を生かすべく、旧版を見直したものであります。行政及びメーカーとの連携、卸間連携、バックアップ体制の充実などを追加、修正いたしました。災害に対しての事前準備や発生時の対応のマニュアルをガイドラインとしてまとめてありますので、各会員構成員卸企業におかれましては、災害対策マニュアルの作成に努められ、計画的に災害に対しての備えを進めていただきたくお願い申し上げます。

医薬品卸が大規模災害時にも医薬品を安定的に供給する使命を果たし、社会的な存在意義を發揮されますことを強く期待する次第です。

平成 23 年 11 月

(社) 日本医薬品卸業連合会

会長 別 所 芳 樹

災害対策マニュアル作成ガイドライン(改訂版)

目 次

I. 都道府県卸組合・卸協会の役割	5 ページ
1. 災害に備えた事前対策	
(1) 医薬品供給体制の確認	
(2) 災害協定の締結	
(3) 自治体等の定期会合への参加	
(4) 災害訓練の実施	
(5) 緊急配送料用車両の登録	
(6) 緊急時連絡網の整備	
2. 災害発生時の対応措置	10 ページ
(1) 災害対策本部の早期の立ち上げ	
(2) 自治体との連携	
(3) 日本医薬品卸業連合会との連携	
(4) 卸企業との連携	
(5) 被災地卸組合等への支援	
II. 卸企業の役割	13 ページ
1. 災害に備えた事前対策	
(1) 緊急対応準備	
1) 卸組合等における自社の役割の確認と体制確立	
2) 緊急時連絡網の整備	
3) 停電時の対応	
4) 緊急配送料用車両の登録	
5) 災害備蓄	
6) 耐震・免震対策	
7) 物流センター、本社・事業所の代替拠点の事前設定	
(2) 災害時対応マニュアルの策定及び実施訓練	
1) 従業員の初期行動基準の策定	
2) 災害訓練	

2. 災害発生時の対応措置・・・・・・・・・・・・・・・・ 19ページ

- (1) 災害対策本部の早期立ち上げ
- (2) 安否確認、被害状況の把握、後方支援体制の確立
- (3) 会社施設の被害状況と稼動状況確認
- (4) 会社施設が被災した場合の対応
- (5) 被災地域への配送ルートの確保
- (6) 被災地事業所への緊急医薬品の手配
- (7) 自治体・卸組合等・卸企業・メーカー各社等との連携

(別表1) 初動3日間に需要が見込まれる緊急医薬品(医療用) ・・・・ 21ページ

東京医薬品卸協会「災害対策マニュアル」

(別表2) 大規模災害時に需要が見込まれる一般用医薬品

東京医薬品卸協会「災害対策マニュアル」

(別表3) 大規模災害時に需要が見込まれる衛生材料等

東京医薬品卸協会「災害対策マニュアル」

(別表4) 東日本大震災における宮城県から宮城県の卸企業への発注医薬品

(救護所用)

(参考資料1) 被災状況及び医薬品供給状況調査票 ・・・・・・・・ 28ページ

(参考資料2) 緊急通行車両確認標章の取得に関する行政通知

(参考資料3) 緊急車両に対する給油制限緩和に関する行政通知

(参考資料4) 日本医薬品卸業連合会正会員地区別一覧

(参考資料5) 厚生労働省・日本医師会・日本薬剤師会他一覧

I 都道府県卸組合・卸協会の役割

災害発生時においては、緊急医薬品配送を安定的に行うことが医薬品卸業に与えられた社会的使命である。都道府県卸組合・卸協会（以下「卸組合等」という。）は、常日頃から都道府県及び保健所設置市（以下「自治体」という。）との連携を密にし、有事の際に卸企業がその社会的使命をスムーズに果たせるよう努めなければならない。

1. 災害に備えた事前対策

（1）医薬品供給体制の確認（図1～3）

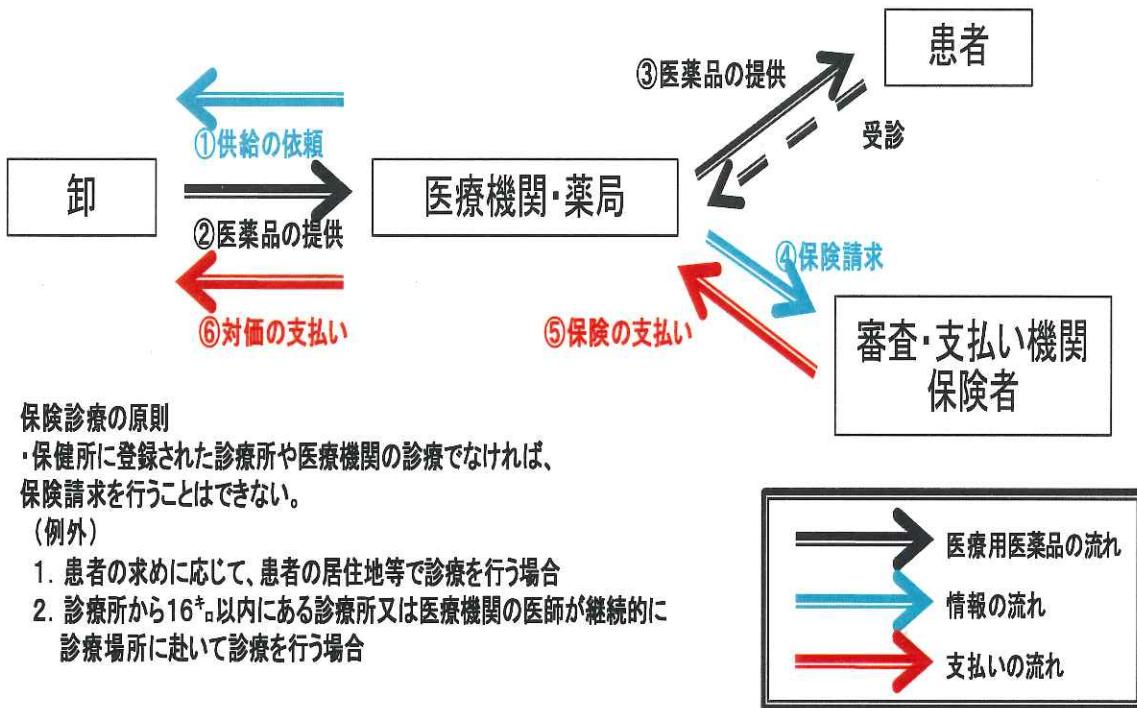
① 災害時においても、卸の機能や卸と医療機関・薬局とのネットワークが維持されている限り、平時の供給体制（図1）を探ることを基本とするが、避難所への供給が必要な場合は、自治体の要請に基づき集積所（保健所や医師会館等）を経由した供給や救護所への供給（図2-①）、医療機関や薬局を経由した供給体制（図2-②）を開始する。OTC医薬品については、自治体の要請に基づき自治体が設置する集積所（県の一次集積所）を経由した供給体制を探る（図2-①）。

大規模災害の発生時に、卸自身の被災、卸在庫の不足、交通の遮断等により卸企業の供給機能が著しく低下し、早急な回復が困難と見込まれる場合は、メーカー・卸の業界団体等の意見を反映した上で、厚生労働省の判断により、卸ルートでの供給体制（図1～2）に加えて、メーカーが自治体の設置する集積所を経由して直接供給する体制（図3）を開始する。その際、提供する医薬品の品目、数量、運搬手段、残った医薬品の処理方法等に関する情報共有が図られる。卸機能の復旧状況をみながら、厚生労働省の判断により、メーカーの直接供給（図3）を停止する。

② 配送ルート・納品方法については、災害の規模や交通事情等も考慮し、卸企業による共同配送・代行納品の協議方法や市区町村単位の担当ブロック分けも予め取り決め、その内容を自治体と共有する。

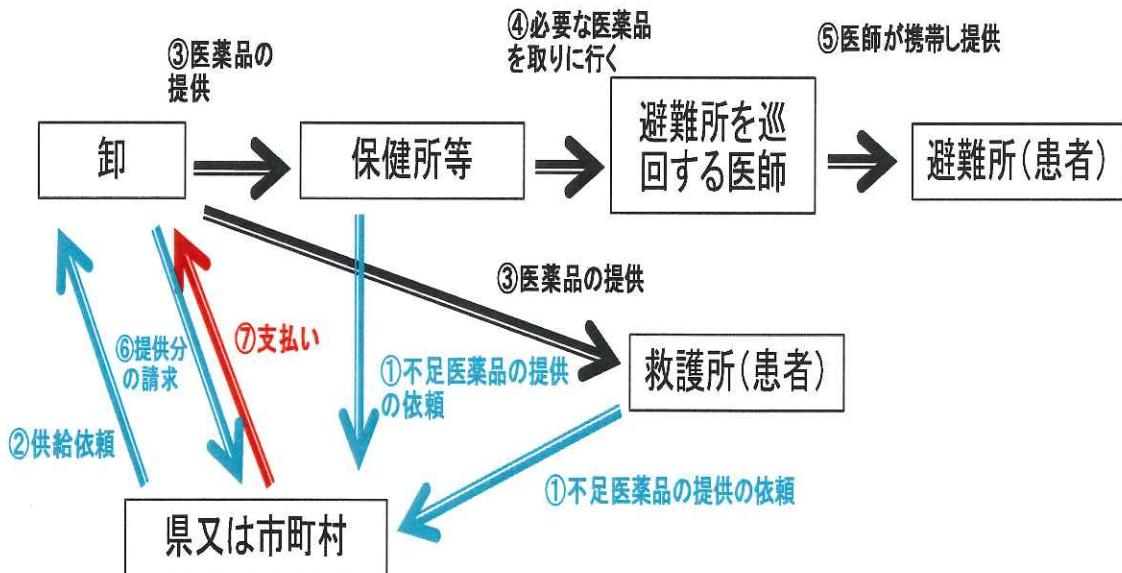
【注】 卸企業が被災し、供給出来なくなることを想定し、被災担当ブロックをメインとサブの複数卸が分担し、相互に協力する体制としておくことが望ましい。

図1 医療機関での診療の場合（平時）



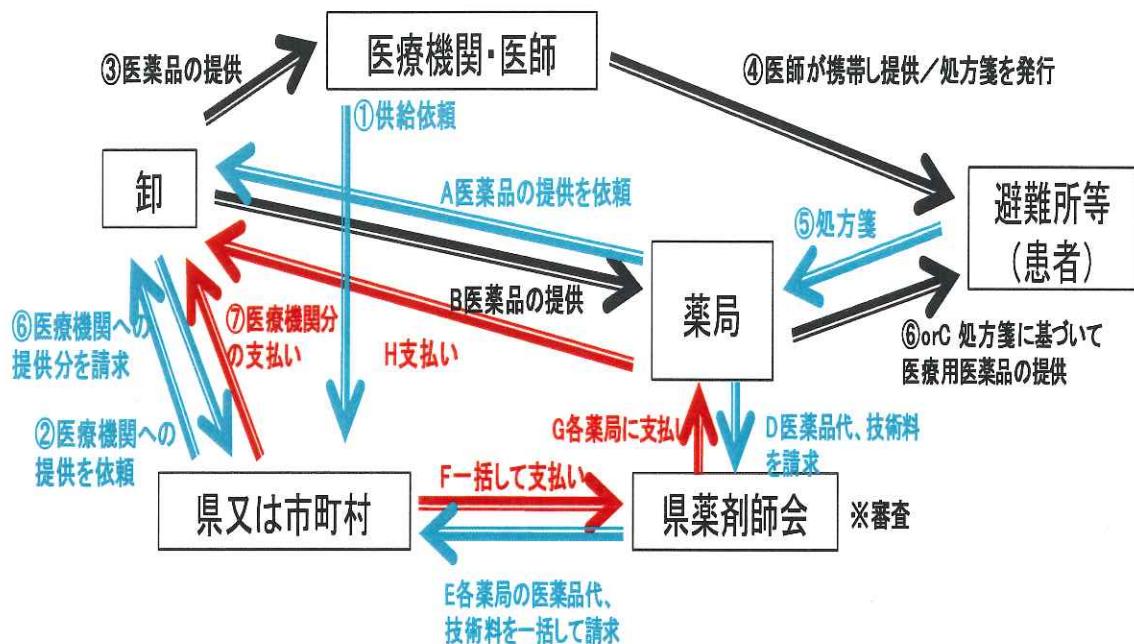
資料) 厚生労働省

図2－① 医療機関以外(救護所、避難所)での診療の場合（集積所（保健所・医師会館等）経由）



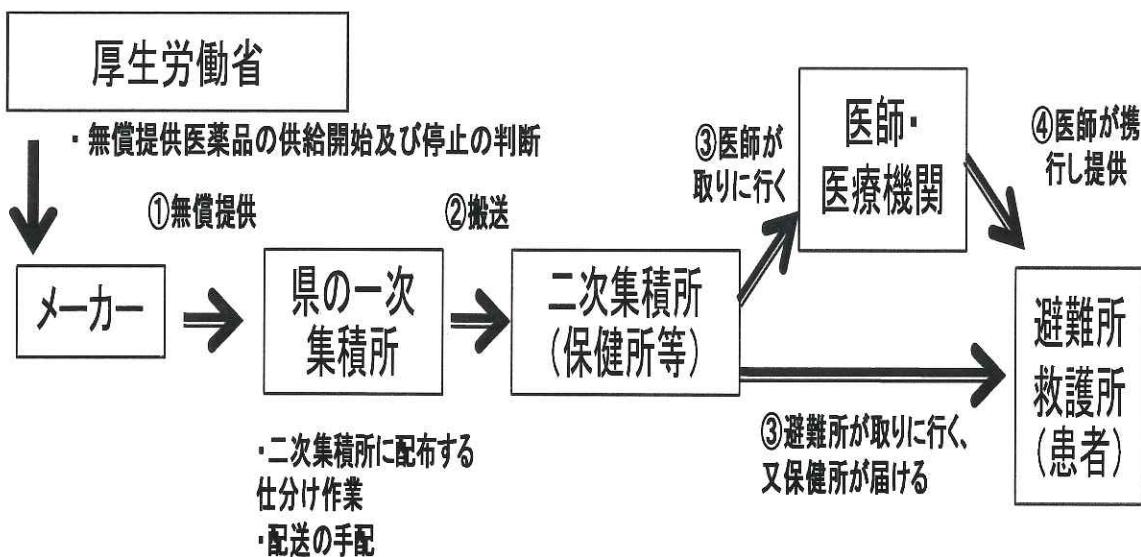
資料) 厚生労働省

図2-② 医療機関以外(避難所等)での診療の場合(医療機関、薬局経由)



資料) 厚生労働省

図3 無償提供医薬品による医療機関以外(避難所等)での診療の場合(自治体の集積所経由)



資料) 厚生労働省

(2) 災害協定の締結

- ① 各卸組合等は各自治体との間で「災害協定」を結び、災害時の医薬品流通に関する取り決めを行う。
- ② 協定の中で、災害備蓄医薬品の品目・数量、備蓄方法、備蓄倉庫、備蓄費用の負担等についての取り決めを行う。災害備蓄医薬品の品目の選定に当たっては、卸企業が災害備蓄として備える緊急医薬品の医薬品リストを参考にする。(P. 15 5) ①参照)
- ③ 災害備蓄医薬品等について、災害時に自治体から供給要請があった場合における配送ルート・納品方法等供給体制の確認を行う。

(3) 自治体等の定例会合への参加

各卸組合等は、各自治体・医師会・薬剤師会・歯科医師会・警察・消防・近隣卸組合等の定例会合に参加し、有事の際の取り決め等について定期的な確認を行う。

特に、災害時の重複発注を避けるため、災害拠点病院・大学病院等との間で、有事の際の発注先について取り決め等を行うこととする。

(4) 災害訓練の実施

各卸組合等は、9月1日の「防災の日」を中心に各自治体と協同して災害訓練を実施し、医薬品の緊急配達及び災害拠点病院との連携確認を行う。

(5) 緊急配用車両の登録

各卸組合等は、卸企業が災害時の緊急配達に支障をきたさないよう、事前に管轄の警察署に緊急配用車両の登録を行い、道路封鎖時に通行許可車両として使用できるように警察等との協議を整えるものとする。災害発生後に登録を行わせる警察署もあり、その場合は、災害発生時に速やかに必要台数の登録を行う。

災害発生時はガソリン・軽油等の燃料不足も想定されるため、自治体・給油所間で災害時の緊急配用車両に対する優先給油協定が締結されているかどうかを確認し、締結されていない場合は、自治体に災害時の燃料確保の必要性について理解を求め、事前の措置を講じてもらうよう働きかける。

(6) 緊急時連絡網の整備

各卸組合等は、被災状況の把握や後方支援体制の早期立ち上げを図るため、各自治体・医師会・薬剤師会・歯科医師会・警察・消防・近隣卸組合等・卸企業等との緊急時連絡網を整備する。

- ① 緊急時連絡網については、固定電話・携帯電話・衛星電話・携帯メール等複数のツールで作成すること。特に、非常時用衛星電話の設置が望ましい。また、災害時優先電話の加入については、自治体の支援が得られると手続きがスムーズに進むことから、卸組合等が窓口となって、自治体に働きかけることが望ましい。
- ② 休日・夜間を想定した連絡網を用意しておくことが重要である。
- ③ 連絡網は毎年更新することが必要である。

2. 災害発生時の対応措置（図4）

（1）災害対策本部の早期立ち上げ

各卸組合等内に災害対策本部を速やかに設置する。

＜対策本部設置基準（例）＞

- ・当該卸組合エリア内で、震度6以上の地震が発生した時。
- ・当該卸組合エリアの主要地区が「非常に強い台風（風速44m/s以上）」の圏内に入った時。
- ・当該卸組合エリア内で、ライフライン、交通網、情報通信網等に甚大な障害が発生した時。
- ・当該卸組合エリア内で、多数の人命に関わる重大事故・災害等が発生した時。

【参考：気象庁ホームページより】

- ・震度6弱：立っていることが困難、固定していない家具の大半が移動し倒れるものもある、壁のタイルや窓ガラスが破損・落下することがある、耐震性の低い木造建物は瓦が落下したり建物が傾いたりすることがある、倒れるものもある
- ・台風の強さ：（強い）33m/s～（非常に強い）44m/s～（猛烈な）54m/s～

（2）自治体との連携

各卸組合等は、災害協定に基づき、自治体と卸企業のパイプ役を果たす。自治体に卸企業の被災状況及び医薬品供給状況を速やかに報告し、医薬品等の供給体制を選定する。必要に応じて、卸企業による自治体等への常駐も検討する。

（3）日本医薬品卸業連合会（以下「卸連」という。）との連携

各卸組合等は、卸連に被災状況及び医薬品供給状況を速やかに報告し、必要な緊急措置についての支援要請を行う。また、その他の場合においても、卸連から被災状況及び医薬品供給状況について情報提供の要請があった時は、速やかに報告するものとする。（参考資料1）

特に、大規模災害の発生時においては、事前に登録を受けた緊急配送料車で被災地への配送を十分に行うことが困難な状況が想定されるが、今回の東日本大震災時に実施されたように、厚生労働省が警察庁との調整のうえ、緊急通行車両確認標章の速やかな取得を促す事務連絡（参考資料2）が発出される可能性がある。また、給油環境が著しく悪化した場合には、緊急配送料車に対する給油制限を撤廃する事務連絡（参考資料3）

が発出される可能性があるので、早い段階で卸連に支援要請を行う。

(4) 卸企業との連携

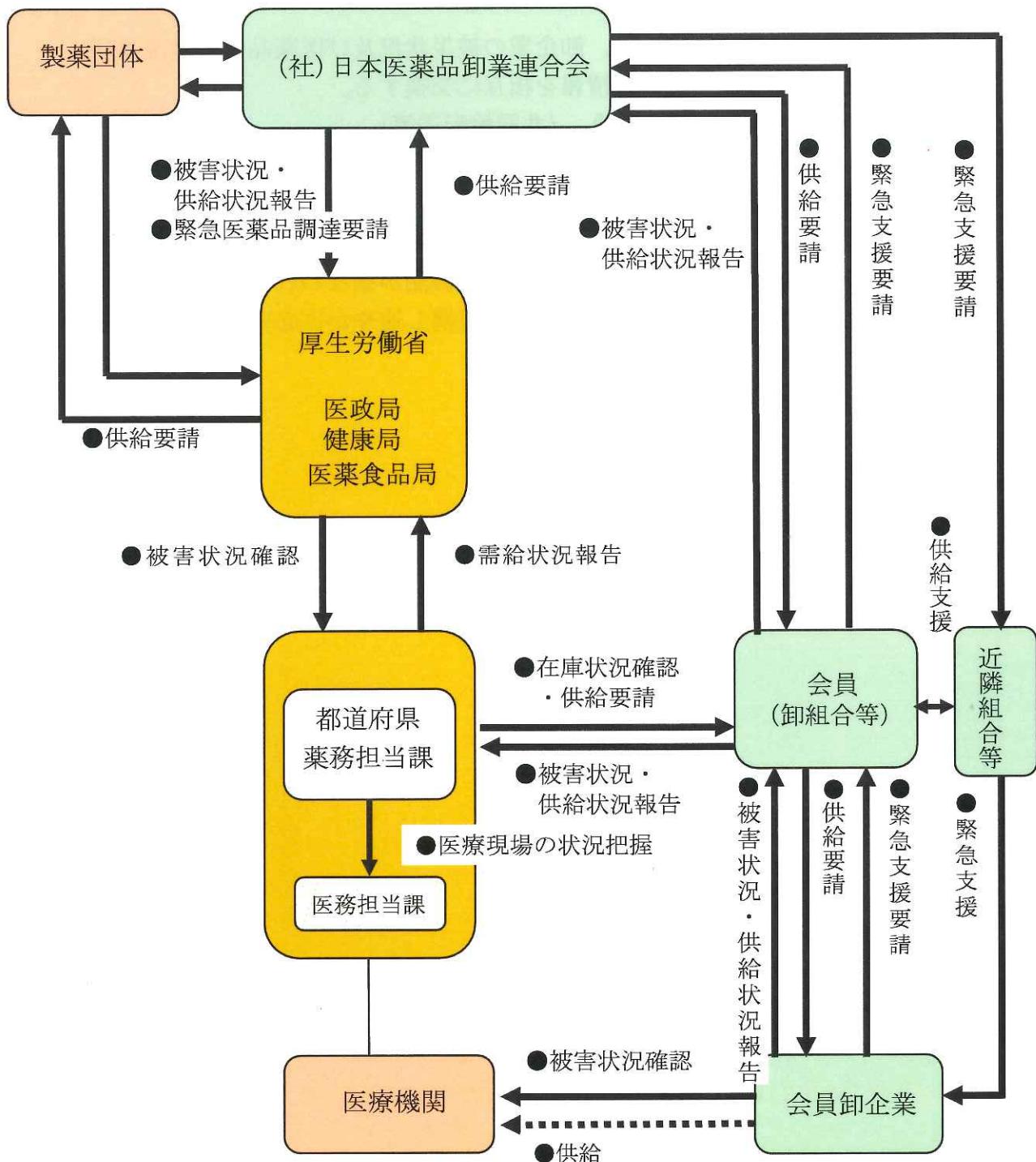
各卸組合等は、速やかに、卸企業の被災状況及び医薬品供給状況並びに医療機関被災稼働状況等の情報を相互に交換する。

卸企業間の業務調整を行う。(共同輸配送等)

(5) 被災地卸組合等への支援

近隣エリア、近県エリアで重大な災害が発生し、そのエリア内の卸組合等や卸企業が被災し、本来の医薬品供給機能が損なわれる可能性がある場合には、隣接する卸組合等は、卸連と連携し速やかに必要な緊急支援を行う。

(図4) 災害発生時の対応



資料) 厚労省「第二次改訂版大規模災害時の医薬品等供給マニュアル」
を参考に災害対策ガイドライン検討会で作成

II 駆企業の役割

災害発生直後は現場での状況に応じた機動的な対応が最も重要であるが、災害に備えた事前準備は被害を最小限に抑え、災害復旧への迅速対応を可能にするので、十分な事前対策が重要である。そのため、駆企業は、災害時においても事業を継続することを可能にするための災害対策マニュアルを作成することが必要である。なお、事業継続計画を作成している場合又は今後作成する場合においては、この災害対策マニュアルの内容を十分踏まえたものとするよう努めるものとする。

事業継続計画（B C P）

災害、感染症パンデミック、サイバーテロ等が発生した場合においても、企業の事業活動が中断しないこと、または、中断しても短期間に再開できるように事前対策を講じることで、被害を最小限に食い止め、企業評価の低下等から企業を守る行動計画。（B C P =Business Continuity Plan）

1. 災害に備えた事前対策

災害に備えた事前対策を策定する際に、ハードの部分（1）「緊急対応準備」と、ソフトの部分（2）「災害時対応マニュアルの策定及び実施訓練」に分けて整理をするとわかり易い。

（1）緊急対応準備

1) 駆組合等における自社の役割の確認と体制確立

所属する駆組合等が自治体と災害協定等を結んでいる場合、その中で自社が担う役割を確認し、その対応体制を事前に整備しておく。

2) 緊急時連絡網の整備

災害対策本部と自治体はじめ関係諸団体との連絡体制及び後方支援体制の整備が、早期災害復旧の明暗を分ける。特に、従業員の安否確認のシステム化は電話等のライフライン遮断時に威力を發揮する。

次の事項について、予め社内マニュアルで定めておく必要がある。

① 災害対策本部組織

駆企業は、災害発生時に本社又は現地に災害対策本部を設置するが、災害対策本部の設置拠点やそのメンバーを予め決めておくことが必要である。

② 災害対策本部の役割と指揮命令系統の明確化を図る。

③ 安否確認システムの整備

【例】安否確認システムにより、震度6以上の中規模地震が発生した場合、予め登録した携帯メール等に自動的に安否確認の情報が発信され、短時間に従業員と家族の安否確認が可能になる。但し、通信回線等の過重負担で一斉発信の同システムが機能しない場合も想定されるが、個別発信の携帯メールや電話が利用可能なことも想定されるので、緊急連絡網の活用を図ることも必要である。

④ 自治体・関係諸団体・医療機関・警察・消防等との連絡体制の整備
連絡部署まで確認しておくことが緊急時には有効である。

3) 停電時の対応

① 通信手段の確保

- ・非常用自家発電装置を用意することにより、通信用の非常電源を確保する。
- ・非常時用衛星電話の設置（本社・基幹建屋・物流センター）。使用方法について周知を図る。
- ・停電時でも使用可能な、電話交換機を通さないアナログ回線を確保する。
- ・災害時優先電話に加入する。（自治体の支援を得ながら手続きを取る。）

② システム対策

ホストコンピュータのバックアップ対策及びシステムダウン時対策を講じる。

③ 物流対策

無停電電源装置（バッテリー）及び非常用自家発電装置、代替保冷庫等を用意する。

4) 緊急配送料車両の登録

卸企業は、災害時の緊急配達に支障をきたさないよう、事前に管轄警察署に緊急配送料車両の登録を行い、道路封鎖時に通行許可車両として使用する。災害発生時に登録を行わせる警察署もあり、その場合は、災害発生時に速やかに必要台数の登録を行う。

5) 災害備蓄

卸企業は、緊急医薬品、飲料水等の備蓄を常日頃から行い、災害発生時の初動3日間の緊急事態に備える。すなわち、災害発生後3日間の医療機関からの緊急医薬品供給要請に対応するため、次のような体制を整える必要がある。

① 緊急医薬品等の在庫(別表1、別表2、別表3、別表4)

阪神・淡路大震災以降、人命が助かる限界として、また、外科的処置が多発する初動3日間が最も緊急を要する期間と判断された。別表1、2、3は、東京医薬品卸業協会「災害対策マニュアル」に例示された初動3日間に需要が見込まれる緊急医薬品または同衛生材料等であり、別表4は、東日本大震災において宮城県が宮城県の卸企業へ救護所用に発注した医薬品である。これらのリストを参考にして、常に在庫を切らさないようにしておく必要がある。

② バイク・自転車の配備

交通渋滞等が多発する都市部での災害には特に有効である。

③ 自給自足対策

非常用食料・飲料水・寝袋、懐中電灯等を各事業所に備蓄する必要がある。国の「中央防災会議」では、企業は、自ら、自社従業員の一定期間の収容、そのための食料・飲料水及び生活必需品の備蓄、家族を含めた安否確認等の体制整備を図ることを要請している。(平成17年9月 「首都直下地震対策大綱」第2章第2節)

④ 支援物資

被災地の物流センターや事業所で必要とされる支援物資の一覧を作成し、事前に準備するもの、災害発生時に調達するものを明確にしておく。災害時に調達するものは、調達先の情報を入手しておき、緊急時に迅速に調達できるようにしておく。ただし、備蓄しておく物資については、その所在と有効期限等を定期的に確認する。

⑤ 燃料対策

災害時はガソリン・軽油等の燃料不足が想定されるため、自治体に燃料不足時のガソリン・軽油等の優先給油の方法について確認しておく。燃料を入れる容器も準備しておく。

⑥ 装備品

- 被災地では感染症も広がる可能性があり、防護服セット、ゴーグル、マスク、手袋、手指消毒薬、うがい薬等を装備しておく。

6) 耐震・免震対策

① 建屋設備構造の耐震・免震対策

卸企業が、災害時においても事業活動をスムーズに行うためには、耐震診断に基づく自社の建屋の耐震補強や免震構造の採用が不可欠である。多額の費用を必要とするので計画的に実施する。

② 設備什器備品の耐震補強

商品棚、ロッカー等を固定し、耐震補強を行う。

7) 物流センター、本社・事業所の代替拠点の事前設定

① 被災時の社屋等の損壊を想定し、予め代替事業所を設定しておく。

② 物流センター等の物流拠点の被災を想定し、他の物流拠点で代替出来る体制を設定しておく。

③ 本社の社屋損壊を想定し、本社機能についても代替地を設定しておく。更に本社の主要部門について、部門長の代行者の設定と主要業務の遂行に必要な人員が確保できる体制を整備しておく。

【参考】メーカー送品箇所の変更への対応

災害時は、メーカーの事情により、または、自社家屋損壊により送品箇所の変更が想定されるため、メーカー各社と事前に協議し確認しておく。

(2) 災害時対応マニュアルの策定及び実施訓練

1) 従業員の初期行動基準の策定

大規模災害発生時における初期対応を組織的に行い、被害を最小限に抑えるためには、次のような初期行動基準を災害時対応マニュアルで明らかにし、日頃から訓練を重ねる必要がある。

《勤務時間外の場合》

① 従業員は、家族の安全を確保した上で、会社へ安否を報告する。

② 会社は、従業員とその家族の安否、出社可能の諾否についての安否確認体制を整備する。

③ 従業員動員対策の策定

有事の際には在籍者のかなりの者が欠勤を強いられる状況が予想される。そのような状況においても緊急医薬品の安定供給という社会的使命を達成するために、事業継続に最低限必要な重要業務を選定しておき、災害時に、誰がどの事業所に出勤し、どの業務に当たるのかを事前に決定しておく。（必要な場所に必要な人員を投入しなければ、充分な活動はできない。）また、公共交通手段の停止、道路寸断の場合を想定し、予め出勤手段の確保の可能性を検討するとともに、代替出勤場所・出勤方法を決めておく必要がある。

《勤務時間中の場合》

- ① 部門長は、従業員および来訪者の安全確認と、外勤者の安否確認を行い、被災状況と従業員等の安否を会社に報告する。
- ② 外勤者は、安全を確保して速やかに「安否確認システム」に安否を入力すると同時に部門長への連絡を行う。車両放棄の場合は人命を第一としつつ、可能な限り重要な商品・書類を確保する。
- ③ 公共交通手段の停止、道路寸断を想定した、帰宅に際しての基準を取り決めておき、部門長は従業員の帰路の安全が確認されない限りは従業員を会社に待機させる。

2) 災害訓練

従業員の安否確認が最も重要であり、システム化された訓練を継続的に実施しなければならない。また、事業継続に必要な代替システム・装置等の点検と稼動確認を着実に実施し、災害発生時に威力を発揮できるようにしなければならない。

① 従業員安否確認訓練

継続的な訓練、休日に災害が発生した場合を想定した休日における訓練、安否確認システムの作動訓練等が必要である。

② ホストコンピュータのバックアップシステム、無停電電源装置（バッテリー）及び非常用自家発電装置、代替保冷庫等、事業継続に必要な代替システム・装置等の稼動確認・運用確認を行う。

③ 事業所、物流センター被災時の代替訓練

災害発生時に事業所、物流センター等の物流拠点の被災を想定し

た代替拠点への業務の移動がスムーズに行えるよう、シミュレーション訓練を行う。

④ 避難訓練、防火訓練等を定期的に実施する。各事業所の避難場所についても確認し周知する。

⑤ 地域特有の災害予測

地震、液状化、土砂災害、津波、火山等の自然災害、原発、ダム、コンビナート等の人工物による災害など、地域特有の災害も予測されるため、地域の防災計画を確認し、個別の対策を検討しておく必要がある。

過去の災害からの教訓

地震への事前準備はこと細かく行い、いざという時の備えにしなければならない。費用の係る項目も多いが、出来るものから順次進めていく必要がある。反対に災害が発生した場合の対応と復旧対策については、大まかな内容で十分である。細かい項目に縛られることなく、臨機応変に対応できることが肝要である。特に初期行動基準の災害時対応マニュアル化は必要不可欠である。

2. 災害発生時の対応措置

災害発生時には、卸企業は被災の状況に応じて災害対策マニュアルに沿って対応処理を行う。被災地における現場対応力が最大限に発揮されるためには、本社機能や関係団体との連携が必要である。一企業の力では十分な対応が不可能な状況の中で、卸企業が一致協力しなければならない。

(1) 災害対策本部の早期立ち上げ

卸企業は、本社・現地に災害対策本部を設置する。

<災害対策本部設置基準（例）>

- ・当該企業の営業エリア内で、震度6以上の中規模地震が発生した時。
- ・当該企業の営業エリアの主要地区が「非常に強い台風（風速44m/s以上）」の圏内に入った時。
- ・当該企業の営業エリア内で、ライフライン、交通網、情報通信網等に甚大な障害が発生した時。
- ・当該企業の営業エリア内で、多数の人命に関わる重大事故・災害が発生した時。

(2) 安否確認、被害状況の把握、後方支援体制の確立

現地災害対策本部は、初期行動基準に則って避難所・従業員宅の訪問や安否確認システムなどの活用により従業員・家族の安否確認を行い、本社災害対策本部へ報告する。

(3) 会社施設の被害状況と稼働状況確認

- ・社屋等建物の被害状況の確認、倉庫及び物流センターの被害状況、在庫状況の確認。
- ・ライフライン（電気、水道、ガス）の状況確認。
- ・通信機器の作動状況の確認。

(4) 会社施設が被災した場合の対応

① 二次災害防止の措置

卸企業は、被害状況を速やかに把握し、危険箇所への立ち入り禁止・立ち入り制限や火災発生時における初期消火活動等の措置を講ずる。

② 物流センター、本社・事業所被災時の対応

卸企業は、物流センター、本社・事業所が被災した場合、代替施設での業務が円滑に行われるよう早急に体制を整える。

③ 必要な要員確保

卸企業は、初期行動基準に則って要員を確保する。被災状況により、被災していない地域からの支援要員を確保する。

(5) 被災地域への配送ルートの確保

卸企業は、交通ルートの情況を把握するとともに、医薬品の搬送ルートの確保に努める。道路の遮断、ガソリン不足等で被災地への配送が困難な状況においては、バイク・自転車等を利用すると同時に、早い段階で卸組合等に支援を要請する。

(6) 被災地事業所への緊急医薬品の手配

本社災害対策本部から現地災害対策本部に手配する。

(7) 自治体・卸組合等・卸企業・メーカー各社、他団体との連携

- ・医師会、保健所、薬剤師会、派遣医師団との情報交換、会合への参加。
- ・被災状況、緊急医薬品供給、共同配送・代行納品に係る情報を取りまとめ、卸組合等、他の卸企業等との連携を図る。

(別表1) 東京医薬品卸業協会「災害対策マニュアル」に例示された初動3日間に需要が見込まれる緊急医薬品(医療用医薬品)

分類	一般名	商品名	規格・単位
催眠鎮静抗不安剤	ジアゼパム	2mgセルシン錠	2mg/錠
	ジアゼパム	セルシン注射液10mg	10mg/管
	ジアゼパム	ホリゾン錠2mg	2mg/錠
	ジアゼパム	ホリゾン注射液10mg	10mg/管
	フェノバルビタール	フェノバール注射液	10%1mL/管
抗てんかん剤	フェニトイン	アレビアチン注250mg	5%5mL/管
解熱鎮痛消炎剤	アセトアミノフェン	カロナール錠200mg	200mg/錠
	ロキソプロフェン	ロキソプロフェン錠「EMEC」	60mg/錠
	塩酸ブブレノルファン	レペタン注0.2mg	0.2mg/管
	ペンタゾシン	ソセゴン注射液15mg	15mg/管
	アセトアミノフェン	アンヒバ坐剤小児用100mg	100mg/個
	インドメタシン	インダシン坐剤25	25mg/個
	ジクロフェナクナトリウム	ボルタレンサポ25mg	25mg/個
精神神経用剤	ハロペリドール	セレネース注5mg	0.5%1mL/管
総合感冒剤	非ピリン系感冒剤(4)	PL顆粒	1g
局所麻酔剤	リドカイン	静注用キシロカイン2%	2%5mL/管
	塩酸リドカイン	キシロカインポリアンプ0.5%	0.5%10mL/管
	塩酸リドカイン	キシロカインポリアンプ1%	1%10mL/管
	塩酸リドカイン	キシロカインゼリー2%	30mL
	塩酸オキシブロカイン	ベノキシール1%液	20mL
骨格筋弛緩剤	臭化ベクロニウム	マスキュラックス静注用10mg	10mg/管/瓶
鎮けい剤	臭化ブチルスコポラミン	ブスコパン注射液	2%1mL/管
	硫酸アトロピン	硫酸アトロピン注射液0.5mg	0.05%1mL/管
眼科用剤	オフロキサシン	タリビット眼軟膏	0.3%3.5g
強心剤	アミノフィリン	ネオフィリン注	2.5%10mL/管
	H塩酸イソプロテレノール	プロタノール-L注	0.02%1mL/管
	塩酸エチレフリン	エホチール注射液	1%1mL/管
	塩酸ドバミン	プレドバ注600	0.3%200mL/袋
	ジゴキシン	ジゴシン注0.25mg	0.025%1mL/管
不整脈用剤	塩酸プロカインアミド	アミサリン注	10%2mL/管
	塩酸ベラバミル	ワソラン注	0.25%2mL/管
利尿剤	カンレノ酸カリウム	ソルダクトン注200mg	200mg/管
	フロセミド	ラシックス注100mg	100mg/管
血圧降下剤	塩酸ニカルジピン	ペルジピン注射液2mg	2mg2mL/管
	塩酸ニカルジピン	ペルジピン注射液10mg	10mg10mL/管
血管拡張剤	硝酸イソソルビド	ニトロール錠	5mg/錠
	ニトログリセリン	ニトロペン	0.3mg/錠
	ニトログリセリン	ミリスロール注5mg/10mL	5mg10mL/管
	ニトログリセリン	ミリステープ	5mg/枚
	ニフェジピン	アダラートカプセル10mg	10mg/カプセル
	ニフェジピン	アダラートL錠20mg	20mg/錠
その他循環器官用剤	ポリスチレンスルホン酸ナトリウム	ケイキサレー	5g
	濃グリセリン・果糖	グリセオール注	200mL/袋
	D-マンニトール	20%マンニトール注射液	20%300mL/瓶
呼吸促進剤	塩酸ドキサプラム	ドプラム注射液400mg	20mg1mL/バイアル
	フルマゼニル	アネキセート注射液0.5mg	0.5mg5mL/管
鎮咳剤	臭化水素酸デキストロメトルファン	メジコン錠15mg	15mg/錠

分類	一般名	商品名	規格・単位
気管支拡張剤	塩化プロカテロール	メブチンエアー10μg	0.0143%5mL/瓶
含嗽剤	ポビドンヨード	イソジンガーゲル	30mL
止しや剤・整腸剤	塩酸ロペラミド	ロペミンカプセル1mg	1mg/カプセル
消化性潰瘍治療剤	アズレンスルホン酸ナトリウム ・Lグルタミン	マーズレンS顆粒	0.67g
	テプレノン	セルベックスカプセル50mg	50mg/カプセル
	塩酸ラニチジン	ザンタック注射液100mg	2.5%4mL/管
	ファモチジン	ガスター注射液20mg	20mg2mL/管
その他の消化器官用剤	メトクロプラミド	プリンペラン注射液10mg	0.5%2mL/管
副腎ホルモン剤	エピネフリン	ボスミン注	0.1%1mL/管
	ノルエピネフリン	ノルアドレナリン	0.1%1mL/管
	コハク酸ヒドロコルチゾンナトリウム	ソル・コーテフ500	500mg/瓶
	リン酸デキサメタゾンナトリウム	デカドロン注射液	8mg(6.6mg)/2mL/瓶
その他のホルモン剤	ヒトインスリン(遺伝子組換え)	ヒューマリンR注U-100	1000単位10mL/瓶
外皮用殺菌消毒剤	アクリノール	アクリノール液0.1%「ORY」	0.1%500mL
	エタノール	消毒用エタノール	500mL
	グルコン酸クロルヘキシジン	ヒビスクラブ	500mL
	グルコン酸クロルヘキシジン	ヒビディール液	0.05%25mL/袋
	グルコン酸クロルヘキシジン	5%ヒビテン液	5%500mL
	ポビドンヨード	イソジンゲル	90g
	ポビドンヨード	イソジンスクラブ	7.5%500mL
	ポビドンヨード	イソジン液	10%500mL
化膿性疾患用剤	スルファジアジン銀	ゲーベンクリーム	500g
	硫酸ゲンタマイシン	ゲンタシン軟膏	10g
鎮痛・鎮痒	フルルビプロフェン	アドフィード	5枚/袋
収斂・消炎剤	パップ剤	MS温シップ	100g/袋
無機質製剤	塩化カリウム	K. C. L点滴液15%	15%20mL/管
糖類剤	ブドウ糖	大塚糖液5%	5% 500mL/瓶
		大塚糖液20%	20% 20mL/瓶
たん白アミノ酸製剤	アミノ酸・糖・電解質	アミノトリパ1号	1700mL
	アミノ酸・糖・電解質	アミノトリパ2号	1800mL
	アミノ酸・糖・電解質	ピーエヌツイン-1号	1000mL
	アミノ酸・糖・電解質	ピーエヌツイン-2号	1100mL
	アミノ酸・糖・電解質	ピーエヌツイン-3号	1200mL
血液代用液	塩化カリウム	KCL補正液キット20メック	0.4モル50mL/キット
	開始液	ソリタ-T1号	500mL/瓶
	維持液	ソリタ-T3号	500mL/瓶
	酢酸リンゲル	ヴィーンF注	500mL/瓶
	塩化ナトリウム	大塚食塩注10%	10% 20mL/管
	生理食塩液	大塚生食注	20mL/管
	生理食塩液	大塚生食注	100mL/瓶
	生理食塩液	大塚生食注	500mL/瓶
	生理食塩液	大塚生食注	500mL/瓶(細口開栓)
	乳酸リンゲル液(デキストラン加)	低分子デキストランL注	500mL/袋
止血剤	乳酸リンゲル液	ラクテック注	500mL/瓶
	カルバゾクロムスルホン酸ナトリウム	アドナ注10mg	0.5% 10mL/管
	トラネキサム酸	トランサミン注10%	10% 10mL/管
	ゼラチン	スポンゼル	5cm × 2.5cm
	トロンビン	トロンビン液モチダソフトボトル5千	5000U5mLキット

分類	一般名	商品名	規格・単位
血液凝固阻止剤	ヘパリンナトリウム	ヘパリンナトリウム注	1万U 10mL
解毒剤	チオ硫酸ナトリウム	デトキソール	10% 20mL/管
	ヨウ化プラリドキシム	パム注射液住友	2.5% 20mL/管
	炭酸水素ナトリウム	メイロン	7% 250mL/瓶
酵素製剤	アルテプラーゼ(遺伝子組換え)	グルトバ注600万	600万IU/瓶
他に分類されない代謝性医薬品	メシル酸ガベキサート	注射用エフオーワイ100	100mg/瓶
	メシル酸ナファモstatt	注射用フサン50	50mg/瓶
	ウリナスタチン	ミラクリッド	10万U2mL/管
主としてグラム陰性菌に作用するもの	硫酸アミカシン	硫酸アミカマイシン注射液「万有」200mg	200mg/管
主としてクラム陽性・陰性菌に作用するもの	セファクロル	ケフラールカプセル250mg	250mg/カプセル
	セファクロル	ケフラール細粒小児用100mg	1g
	塩酸セフカペンピボキシル	フロモックス錠100mg	100mg/錠
	セファゾリンナトリウム	セファメジンα 注射用1g	1g/瓶
	塩酸セフォチアム	パンスピリン静注用1gバッグS	1g/キット
	ピペラシリンナトリウム	ペントシリン筋注用	1g/瓶
	イミペネム・シラスタチン	チエナム点滴用	500mg/瓶
主として抗酸菌に作用するもの	塩酸ドキシサイクリン	ビブラマイシン錠	100mg/錠
	塩酸ミノサイクリン	ミノマイシンカプセル100mg	100mg/カプセル
合成抗菌剤	塩酸シプロフロキサシン	シプロキサン錠200mg	200mg/錠
	シプロフロキサシン	シプロキサン注200mg	200mg/袋
	シプロフロキサシン	シプロキサン注300mg	300mg/袋
毒素及びトキソイド類	沈降破傷風トキソイド	破傷風トキソイド「ビケン」	0.5mL/瓶
血液製剤類	人アンチトロンビンⅢ	アンスロビンP	500単位/瓶
	人献血アルブミン	献血アルブミン25-ニチヤク	25% 50mL/瓶
	人免疫グロブリン	献血グロベニン- I -ニチヤク	2.5g50mL/瓶
	抗破傷風人免疫グロブリン	テタノブリン	250IU/瓶
	人ハプトグロビン	ハプトグロビン注-ヨシトミ	2000IU100mL/瓶
	加熱人血漿たん白	献血アルブミネット-ニチヤク	250mL/瓶
	抗HBs人免疫グロブリン	静注用ヘプスブリン-IH	1000U 5mL/瓶
軟膏基剤	白色ワセリン	白色ワセリン	500g
溶解剤	注射用水	大塚蒸留水	1000mL/瓶(開栓型)
器具滅菌殺菌消毒剤	グルタラール	ステリハイドL	2% 5L
速乾性手指消毒剤	エタノール	ゴージョーMHS	350mL

参考資料：平成 22 年 4 月版保険薬辞典

第二次改訂版大規模災害時の医薬品供給マニュアル、規模災害時の医薬品等供給システム検討会報告書、2005 年 11 月

※国立病院東京災害医療センター薬剤科・田中寛科長、必須医薬品の供給とその管理、臨床と薬物治療、22(3)、2003. 184-191

※現 独立行政法人国立病院機構 災害医療センター（立川）

(別表2) 東京医薬品卸業協会「災害対策マニュアル」に例示された大規模災害時に需要が見込まれる一般用医薬品

分類	一般名／成分名	商品名
解熱鎮痛(消炎)薬		バファリンA(アスピリン配合)
		バファリンエル(アスピリン非配合) イブ A
		小児用バファリンC II(アスピリン非配合)
		新セデス錠 ロキソニンS錠
総合感冒薬		改源 パブロンS錠
		ベンザプロックIPカプレット
		新ルルAゴールド DX
鼻炎用薬		コンタック鼻炎
		プレコール持続性鼻炎カプセル
		龍角散鼻炎朝夕カプセル パブロン鼻炎カプセルS
胃腸薬		新第一三共胃腸薬
		ガスター10
		パンシロンG
		中外胃腸薬S錠 新キャベジンコーウS
		新第一三共胃腸薬(顆粒)
		コランチルA顆粒 太田胃酸
止瀉薬		ワカ末錠
		正露丸 ストッパゲリドメ トメダインコーウ
便秘薬	緩下剤	タケダ漢方便秘薬 スルーラックS
	浣腸剤	イチジク浣腸
整腸剤		新ビオフェルミンS錠
鎮咳去痰薬		ベンザプロックせき止め錠 ブロン錠エスエス
眼用薬	一般的薬剤	サンテ40ハイ
		新V・ロートEX
		新マイティアA
	抗菌剤含有	サンテ抗菌新目薬
		ロート抗菌目薬EX
シップ薬	冷シップ	新のびのびサロンシップS
	温シップ	新のびのびサロンシップH
殺菌消毒薬	消毒用アルコール類	消毒用エタノール エタノールジェル
	ヨーソ化合物	イソジンS
	逆性石鹼	マキロン オスバン液
	過酸化水素 塩素系	局方オキシドール ピューラックス
外皮用薬	クロトリマゾール	スコルバLX ラミシールプラスSクリーム
救急絆創膏		救急絆 各種
マスク		ガーゼマスク ディスポ不織布マスク(N99)

(別表3) 東京医薬品卸業協会「災害対策マニュアル」に例示された大規模災害時に需要が見込まれる衛生材料等

項目	品名
医療機材	血圧計
	聴診器
	駆血帯
	体温計
	外科ピンセット
	外科剪刀(ハサミ)
	喉頭鏡
	止血鉗子
	持針器
	エーウェイ
	ペンライト
	雜用剪刀(ハサミ)
	ディスポメス
	ディスポ注射器
	ディスポ注射器
	ディスポ舌圧子
	針付き縫合糸
	点滴セット
	救急用人工蘇生器
	ディスポ気管挿管 気管内チューブ
	針付縫合糸 エチコン
	即時重合レジン(白、ピンク)パイル液
	小筆 No. 4
歯科	ダッペングラス
	基本セット(ピンセット、エキスカ、探針、ミラー、充てんき)
	ペンライト(ミラー付き)
	抜歯鉗子(前歯、臼歯)
	持針器
	注射器
	歯科用注射針 3.0G 100入り
	歯科用注射針 2.5G 100入り
	歯肉切除バサミ
	包帯
	伸縮包帯
	三角巾
衛生材料	サージカルテープ
	救急絆創膏
	ディスポマスク
	プラスチック手袋
	折ガーゼ
	綿花
	カット綿
	シーネ(大腿用)
	シーネ(上腕用)
	綿棒
	デンタルガーゼ
	デンタルカット綿
歯科	ディスポラテックスゴム手袋
	ディッシュコンディショナー
	救急医療セット収納箱
	救急医療セット収納箱
収納箱	救急医療セット収納箱

(別表4) 東日本大震災時の宮城県から宮城県の卸企業への発注医薬品

分類	機序	商品名
降圧薬	Ca拮抗薬	アムロジンOD(5)
		コニール(2)
	ARB	ディオバン(80)
	ACE inhibitor	レニペース(5)
抗凝固		ワーファリン(1)
抗血小板		プラビックス(75)
		バイアスピリン(100)
		ニトロペン(0.3)舌下錠
狭心症		フランドルテープ
		シグマート錠(5)
		コニール(2)
		ヘルベッサーR(100)
		ラシックス(20)
心不全		アルダクトン(25)
		アーチスト(2.5)
経口糖尿病薬	SU剤	アマリール(1)
		インスリン抵抗性改善薬
		アクトス(15)
	α グルコシダーゼ阻害	ベイスンOD(0.2)
糖尿病注射薬		ノボリンNフレックスペン300単位
喘息		テオドール錠(100)
		シングレア錠(5)
		メプチンエアー
		アドエアディスカス(100)
総合感冒薬		PL顆粒
気管支炎		ムコソルバーン
		ビソルボン
		メジコン
ステロイド		プレドニゾロン(1)
		プレドニン(5)
整腸剤		ビオスリー散 1g包
		ビオフェルミン錠
緩下剤		ブルゼニド
		マグミット(330)
胃薬		ムコスタ(100)
		ガスターD(10)
制吐剤など		プリンペラン(5)
		リスミー(短時間)
睡眠薬		サイレース(中間)(1)
抗精神病薬		リスパダール(1)
		ルーラン(4)
抗不安薬		デパス(0.5)
		セルシン(2)
抗生素(内服)	セフェム系	フロモックス錠(100)
	ニューキノロン系	クラビット錠(500)
	マクロライド系	ジズロマック錠
解熱鎮痛薬		カロナール(100)
		ロキソニン(60)

		ボルタレン錠(25)
皮膚・耳鼻科	蕁麻疹	ポララミン
	花粉症	アレグラ
	中耳炎/眼炎	タリビット点耳・点眼
	のどいた	アズレン顆粒
		トローチ
鉄剤		フェロミア
ビタミン		ワッサーV1g包
外用	かゆみ	オイラックスクリーム 2g/本
	ヘルペス	アラセナA軟膏
	湿布	セルタッチなど
	感染	ゲンタシン軟膏
		リンデロンVG 5g/本
		エンペシドクリーム
		ヒルドイドソフト
	皮膚潰瘍など	アズノール 20g/本
		カデックス軟膏 40g/本
坐薬		ボルタレン坐(25)
		アルピニ坐(100)
輸液		ソルアセトF(500)
		ソルデム3A(500)
		生理食塩水(500)
点滴製剤		ソルメドロール40mg
		ネオフィリン250mg
		フルマリン1gキット
		ロセфин1gバッグ
		セルシン5mg
破傷風		破傷風トキソイド
インフルエンザ		タミフル錠
		リレンザ(吸入)
機材類		サーフロー20G
		サーフロー22G
		サーフロー24G
		翼状針22G
		翼状針24G
		ヒビスクラブ
		外用消毒薬イソジン
		消毒綿
		血糖測定機
オプション	迅速キッド	インフルエンザ
		ロタ
		RSウイルス
創処置		1%キシロカイン(局所麻酔)(100ml)
		ガーゼ(小)
小児		フロモックス小児用10%細粒0.5g
		アスペリンシロップ
		ムコダインシロップ
		ホクナリンテープ(1)

地震・台風被害等状況調査票

(参考資料1) 被災状況及び医薬品供給状況調査票

所在地 (市、町、村等)	被害状況 (保冷品等の被害、メーカーとの返品等交渉状況等)	人的被害 被害(予想)額			復旧見通し	得意先への医薬品供給の状況	得意先の主な被害状況
		安否確認	被害	(予想)額			
本社							
支店							
営業所							
物流センター							
その他							

調査票送付先：(社)日本医薬品卸業連合会(FAX03-3273-7648)

※新しい情報が入り次第随時メールまたはFAXをお願いします。
(判明している範囲)

貴社名：
担当者名：
電話番号：
FAX：

(参考資料2) 緊急通行車両確認標章の取得に関する行政通知

事務連絡 平成23年3月12日
<p>日本製薬団体連合会 (社)日本医薬品卸業連合会 日本医療機器産業連合会 日本医療機器販売業協会 一般社団法人 日本産業・医療ガス協会</p> <p>厚生労働省医政局経済課</p> <p>緊急通行車両確認標章の発給等について</p> <p>医薬品、医療機器等の安定供給の確保については、平素より多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。</p> <p>標記につきまして、別添事務連絡に基づき緊急用医薬品等を被災地に輸送する際には、まず同添付連絡を最寄りの警察署に提示して「緊急通行車両確認標章」を発給してもらいたい。当該確認標章を検問等で提示するようお願いいたします。</p> <p>また、各警察署において、当該確認標章の発給手続きを行う際には、申請者に関する輸送車両のナンバー、運転手の所持及び氏名の確認が警察署から厚生労働省経済課に対して電話にて行われ、その結果を踏まえて発給されることになっておりますので、ご了承願います。</p> <p>なお、当該「緊急通行車両確認標章」の発給を受けることなく、当該事務連絡だけをもって検問等に行くことは、交通混雑を引き起こす基となる恐れがあることから、くれぐれも控えていただきようお願いいたします。</p> <p>貴会傘下の会員に対し、ご協力いただきますようご配慮をお願い申し上げます。</p> <p>連絡先 厚生労働省医政局経済課 横山、針谷 TEL 03(3253)1111 内線4111 03(555)2421 (夜間直通) FAX 03(3397)9041</p>

緊急車両確認標章 (平成24年12月31日まで)	
警視庁交番部長 各道府県警察本部長 (参考送付先) 警察署長 (警察署・警察署長)	警視庁企画調整課 平成23年3月12日 警視庁交通局企画課長 警察署交通課課長
<p>平成23年東北地方太平洋沖地震に対して医薬品、医療機器等を輸送する車両に対する緊急通行車両確認標章の交付について</p> <p>平成23年東北地方太平洋沖地震に伴い、厚生労働省医政局経済課においては、別添事務連絡のとおり、被災地が必要とする医薬品、医療機器等を提供できる者を募り、被災地への医薬品、医療機器等を輸送することとしたところである。</p> <p>そこで、厚生労働省からの依頼に基づき医薬品、医療機器等を輸送するためには警察署に緊急通行車両確認標章の交付を求めてきた場合には、輸送車両のナンバーと運転手の所持及び氏名を聞き取り、厚生労働省医政局経済課 (03-6253-1111 内線4111 夜間は03-3505-2421) に電話し、厚生労働省からの依頼に基づき医薬品、医療機器等を輸送する者であると確認できたときは、緊急通行車両確認標章を交付されたい。</p> <p>また、医薬品、医療機器等を現に輸送している車両については、速やかに緊急通行車両確認標章を交付されたい。</p> <p>担当: 広域交通管制室 (800-6238、5238、5240、5241、5342、5243、5245) FAX 800-6244、5246</p>	

(参考資料3) 緊急車両に対する給油制限緩和に関する行政通知

事務連絡
平成23年3月19日

日本製薬団体連合会
（社）日本医薬品卸業連合会

厚生労働省医政局経済課

医薬品を運搬する緊急車両への給油制限の撤廃について

現在、被災地においては、医療機関等において、医薬品が必須のものとして、緊急に確保することが必要となっている一方、医薬品を配送する車両が、ガソリン・軽油が十分に得られず、医薬品を必要としている医療機関に配達できないと業界からは聞いているところである。

このため、このたび、経済産業省及び全国石油商業組合連合会・石油連盟との協議の結果、

① 警察から緊急車両の標識を受けている車両であって、
② この事務連絡を給油所で提示し、かつ、社員証や積載荷物などにより、医薬品の運搬を行う車両であることが確認された場合（カラ袋で梱包の場合も含む）には、給油量の制限を受けないこととなりましたので、御了知いただきたい。

なお、この事務連絡は、経済産業省及び全国石油商業組合連合会・石油連盟と協議のみである。

連絡先 厚生労働省医政局経済課 堀金、針谷
TEL 03(5253)1111 内線 4111
03(3505)2421 (夜間直通)
FAX 03(3507)9041

事務連絡
平成23年3月20日

日本製薬団体連合会
（社）日本医薬品卸業連合会

厚生労働省医政局経済課

医薬品を運搬する緊急車両への給油制限の撤廃について（修正）

昨日付事務連絡（別添1）により、医薬品を運搬する緊急車両への給油制限の撤廃の取り扱いについてお知らせしたところですが、今般、具体的な措置を変更し、下記の車両については、優先的に給油を受けられ、かつ、給油量の制限を受けないこととなったので、御了知いただきたい。

① 警察から緊急車両の標識を受けている車両であって。
② 別添2の標識（A-4）を車両窓ガラス全面に表示している車両

なお、この事務連絡は、経済産業省及び全国石油商業組合連合会・石油連盟と協議のみである。

連絡先 厚生労働省医政局経済課 堀金、針谷
TEL 03(5253)1111 内線 4111
03(3505)2421 (夜間直通)
FAX 03(3507)9041

